

企画提案書作成要領

「こども・若者意見反映推進事業」に係る事業運営及び分析・調査等業務の入札参加を希望される方は、以下の要領に従い企画提案書を提出してください。

1. 企画提案書の制作に関して、以下の項目については必ず示してください。

- ①個人情報保護・情報セキュリティ管理体制（特に個人情報管理体制（再委託事業者に情報を渡す場合は、委託する情報の範囲と委託先の体制も含む）、情報漏洩を防ぐ手段・体制及び情報漏洩を認めた場合の対応方法）及び情報管理の基本的な考え方
- ②システム設計にあたり、新規登録、退会、登録内容変更、ID及びパスワード変更、いけんひろば開催等にかかるフロー図（仕様書4.（2））
- ③令和5年度の登録システム及び年齢確認方法（令和6年3月31日契約終了）から令和6年5月中旬のシステムの本格稼働までの間、こども・若者が登録し、年齢確認を行う方法（仕様書4.（2））
- ④公式LINEを活用した情報発信の具体的な画面イメージ（仕様書4.（3））
- ⑤やさしい版を作成するための体制、想定している者（仕様書4.（4））
- ⑥こども・若者から聴いた意見の分析・考察方法及び分析・考察のための体制（令和5年度に作成した、いけんのまとめ、報告資料をこども家庭庁ホームページより確認したうえで提案すること。）（仕様書4.（5））
- ⑦「ぼんぱー」活動における「サポーター」として想定している者又は団体（仕様書4.（6））
- ⑧次年度（令和7年度）事業者への引継ぎ方法（仕様書4.（2）（3）（11））
- ⑨ファシリテーター養成プログラムの実施体制（仕様書4.（8））
- ⑩その他の独自提案、PRポイント等

2. 企画提案書等の提出

以下に記載の書類を提出してください。

(1) 上記1. に定める企画提案書及び経費内訳書

- ①提案内容は仕様書の作業内容、企画提案書評価表等と整合性のとれたものとする。

（仕様書、企画提案書評価表の番号を付記し、追加提案は「追加提案」とすること）

- ②会社名、代表者名、住所、担当者氏名、所属、役職、電話番号、E-mailを記入すること。

- ③業務内容の一部を他業者に再委託等させる場合は、対象業務の範囲、その必要性・合理性及び相手先名称・住所を明記すること。

(2) 業務体制図

本業務に従事する方について、個人名を入れた体制図を提出すること。

(3) スケジュール

契約開始日から活動報告書までの想定し得る制作スケジュールを提出すること。

(4) 指名停止等に関する申出書（別紙3の様式）

(5) 誓約書（別紙4の様式）

(6) 過去に行った類似案件の実績が分かる書類の写し

（例：件名、発注者、受注者、契約金額等が分かる契約書の写し）

※企画提案書評価表「2. 組織の経験・能力 ①類似業務の経験」参照。

(7) 一般競争入札参加の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写）

(8) 国際標準化機構（ISO）に参加している認定機関により認定された審査登録機関による ISO/IEC 27001 の認証登録を受けていることが分かる書類の写し

(9) 従業員への賃金引上げ計画の表明書（別紙5の1～別紙6の2）

※表明する意思がある場合のみ提出すること

(10) 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る指標」を証明する書類

※該当する場合のみ

3. 提出部数

2. (1) ～ (3) 各9部（2. (1) ②を記載したもの3部、同②を伏せたもの6部）

2. (4) ～ (10) 各2部

4. 提出期限

令和6年3月4日（月）正午

5. 企画提案会（プレゼンテーション）の開催

(1) 企画提案会（プレゼンテーション）を令和6年3月5日（火）に開催する。

開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、企画案を提出した者に対して令和6年3月4日（月）18：15までに連絡する。

(2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画提案書等の説明を行うものとする。

6. 企画提案審査結果の通知

提出された企画提案書については、企画提案会（プレゼンテーション）後、企画提案書評価表に基づき厳正に審査を行い、採用の是非を決定する。採用の是非については、遅滞なく参加者に対し通知する。採用された者は、こども家庭庁の指示に従って手続きを行うこと。

7. その他

- (1) 提出された企画提案書は審査後も返却は行わない。
- (2) 落札の成否を問わず、企画提案書の作成に要する費用は負担しない。

8. 提出先及び問い合わせ先

こども家庭庁長官官房総務課経理室 契約・管理係

住所：東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 22 階 2218 室

電 話：03-6778-5600 (直通)

※メールでの提出を希望する場合、事前に提出先まで電話連絡すること